

熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)新旧対照表

旧							新							
(けい留場所等の指定)							(係留場所等の指定)							
第4条 知事は必要があると認めたときは、港湾区域内における船舶に対し、船舶をけい留又はびよう泊すべき場所を指定し、又はその変更を命ずることができる。							第4条 知事は必要があると認めたときは、港湾区域内における船舶に対し、船舶を係留又はびよう泊すべき場所を指定し、又はその変更を命ずることができる。							
(損害賠償)							(損害賠償)							
第14条 故意又は過失により港湾施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償の義務の全部又は一部を免除することができる。							第14条 故意又は過失により港湾施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償の義務の全部又は一部を免除することができる。							
別表第1(第5条、第6条、第18条関係)														
港湾施設	区分			使用料			備考	区分			使用料			備考
				単位	単価	単位					単価			
岸壁、 桟橋、 浮桟橋 及び物 揚場	普通船 舶	コ ン テ ナ の 積 卸 し	係留時間 が6時間 を超えない 場合	総ト ン数 1ト ンに つき	円 銭 253	総トン数が1 トンに満たない 場合又は総 トン数に1ト ン未満の端数 がある場合 は、その満た ない総トン数 又はその端数 の総トン数を	総ト ン数 1ト ンに つき	2円 53 銭に、6時間 を超える6時間まで ごとにつき、1円 21 銭を加算した額	2円 75 銭に、6時間 を超える6時間まで ごとにつき、1円 32 銭を加算した額	総ト ン数 1ト ンに つき	2円 75 銭に、6時間 を超える6時間まで ごとにつき、1円 32 銭を加算した額	総ト ン数 1ト ンに つき	総トン数が1 トンに満たない 場合又は総 トン数に1ト ン未満の端数 がある場合 は、その満た ない総トン数 又はその端数 の総トン数を	
		係留時間 が6時間 を超える 場合	総ト ン数 1ト ンに つき	総ト ン数 1ト ンに つき	2円 75 銭に、6時間 を超える6時間まで ごとにつき、1円 32 銭を加算した額									

	その他の使用	総トン数 1トン当たり 係留24時間までごとにつき	517	1トンとして計算する。ただし、定期客船の区分を除く。		その他の使用	総トン数 1トン当たり 係留24時間までごとにつき	561	1トンとして計算する。ただし、定期客船の区分を除く。
定期客船(自動車航送船を除く。)	総トン数 50トン未満	係留1日1回当たり1月までごとにつき	1,33100		定期客船(自動車航送船を除く。)	総トン数 50トン未満	係留1日1回当たり1月までごとにつき	1,45200	
	総トン数 50トン以上 100トン未満	係留1日1回当たり1月までごとにつき	2,01300			総トン数 50トン以上 100トン未満	係留1日1回当たり1月までごとにつき	2,20000	

		につ き					につ き			
	総トン数100 トン以上	係留 1日1 回当 たり 1月 まで ごと につ き	3,014 00				総トン数100 トン以上	係留 1日1 回当 たり 1月 まで ごと につ き	3,300 00	
自動車航送船	総ト ン数 1ト ン当 たり 係留 24時 間ま でご とに つき	5円50銭(平水区域を 航行区域とする二層 以上の甲板を備えた 自動車航送船で船舶 のトン数の測度に関 する法律施行規則(昭 和56年運輸省令第47 号。以下「省令」と いう。)第36条第2 号及び第3号に掲げ る要件に適合するも のにあっては、5円5 0銭に垂線間長の中央 における型深さをメ ートルで表した数値 から省令別表第6に					自動車航送船	総ト ン数 1ト ン当 たり 係留 24時 間ま でご とに つき	6円5銭(平水区域を 航行区域とする二層 以上の甲板を備えた 自動車航送船で船舶 のトン数の測度に関 する法律施行規則(昭 和56年運輸省令第47 号。以下「省令」と いう。)第36条第2 号及び第3号に掲げ る要件に適合するも のにあっては、6円5 銭に垂線間長の中央 における型深さをメ ートルで表した数値 から省令別表第6に	

		<p>掲げる垂線間長の区分に応じ、同表に定める数値を控除した数値に対する垂線間長の中央における型深さの下端から船側における第二甲板の下面までの垂直距離をメートルで表した数値の割合(その割合が 0.7 未満のときは、0.7)を乗じて得た額から、<u>1円 38 錢</u>を控除して得た額(その額に、5 錢未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 錢以上 10 錢未満の端数があるときはこれを 10 錢に切り上げる。))</p>			<p>掲げる垂線間長の区分に応じ、同表に定める数値を控除した数値に対する垂線間長の中央における型深さの下端から船側における第二甲板の下面までの垂直距離をメートルで表した数値の割合(その割合が 0.7 未満のときは、0.7)を乗じて得た額から、<u>1円 54 錢</u>を控除して得た額(その額に、5 錢未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 錢以上 10 錢未満の端数があるときはこれを 10 錢に切り上げる。))</p>		
渡船(同一港湾区域内を運行するものに限る。)	1月までごとにつき	<u>5,038</u> 00		渡船(同一港湾区域内を運行するものに限る。)	1月までごとにつき	<u>5,511</u> 00	
係船専用浮桟橋	船舶の長	<u>462</u> 00	1 メートル未満の端数があ	係船専用浮桟橋	船舶の長	<u>506</u> 00	1 メートル未満の端数があ

		さ1 メー トル 当た り1 月に つき		る場合は1メ ートルとし、 1月末満の端 数がある場合 は1月として 計算する。			さ1 メー トル 当た り1 月に つき		る場合は1メ ートルとし、 1月末満の端 数がある場合 は1月として 計算する。
駐車場	八代港 国際旅 客船拠 点駐車 場	駐車場として の使用 (国際 旅客 船乗 客用 観光バスの駐 車に限る。)	国際 旅客 船乗 客用 観光 バス 1台 当た り1 日に つき	<u>2,000</u> 00			駐車場	八代港 国際旅 客船拠 点駐車 場	駐車場として の使用 (国際 旅客 船乗 客用 観光バスの駐 車に限る。)
	そ の 他 の 使 用	寄港日 (法第2 条の3第1 項に規定 する国際 旅客船の 寄港する 日をい	1平 方メ ートル 当 たり 1日 につ き	<u>77</u> 00	1 面積が1 平方メートル に満たない場 合又は面積に 1平方メート ル未満の端数 がある場合 は、その満た ない面積又は		そ の 他 の 使 用	寄港日 (法第2 条の3第1 項に規定 する国際 旅客船の 寄港する 日をい	<u>84</u> 26 1 面積が1 平方メートル に満たない場 合又は面積に 1平方メート ル未満の端数 がある場合 は、その満た ない面積又は

		う。以下 同じ。)			その端数の面 積を1平方メ ートルとして 計算する。以 下この表にお いて同じ。 2 照明設備 を使用する場 合は、実費を 別途徴収す る。			う。以下 同じ。)			その端数の面 積を1平方メ ートルとして 計算する。以 下この表にお いて同じ。 2 照明設備 を使用する場 合は、実費を 別途徴収す る。
		寄港日以 外の日	1平 方メ ートル当 たり 1日 につ き		990			寄港日以 外の日		1平 方メ ートル当 たり 1日 につ き	1078
荷さば き地及 び野積 場	コンテ ナ貨物 の荷さ ばきを 行うた めの区 域で知	コンテナの蔵 置	コン テナ 1個 当た り1 日ま でご	7700	1 底面積が1 60 平方フィー トのコンテナ をコンテナ1 個として計算 する。	荷さば き地及 び野積 場	コンテ ナ貨物 の荷さ ばきを 行うた めの区 域で知	コンテナの蔵 置	コン テナ 1個 当た り1 日ま でご	8800	1 底面積が1 60 平方フィー トのコンテナ をコンテナ1 個として計算 する。

事が定めるもの		につき		2 附属の電気施設を使用する場合は、実費(冷凍電源設備にあつては、実費にコンセント1口当たり1時間までごとにつき <u>17円60</u> 錢を加算した額)を別途徴収する。		事が定めるもの		につき	2 附属の電気施設を使用する場合は、実費(冷凍電源設備にあつては、実費にコンセント1口当たり1時間までごとにつき <u>19円25</u> 錢を加算した額)を別途徴収する。
	その他の使用	1平方メートル当たり1日までごとにつき	<u>396</u>				その他の使用	1平方メートル当たり1日までごとにつき	
	舗装されている区域 (コンテナ貨物の荷さばきを行うための区域で知事が定めるものを除く。)	1平方メートル当たり1日までごとにつき	<u>396</u>	照明用投光器を使用する場合は、1時間までごとにつき <u>715円</u> を別途徴収する。			舗装されている区域 (コンテナ貨物の荷さばきを行うための区域で知事が定めるものを除く。)	1平方メートル当たり1日までごとにつき	
	舗装されていない区域	1平方メートル当	<u>242</u>				舗装されていない区域	1平方メートル当	<u>264</u>

		たり 1日 まで ごと につ き						たり 1日 まで ごと につ き			
荷役機械	ジブクレーン	30分 まで ごと につ き		<u>10,450</u> 00	電気使用料及 び燃料費につ いては、実費 を別途徴収す る。			荷役機械	ジブクレーン		
	ガントリークレーン	30分 まで ごと につ き		<u>22,000</u> 00					ガントリークレーン		
	ストラッドルキャリヤー	30分 まで ごと につ き		<u>2,750</u> 00					ストラッドルキャリヤー		
荷役機械附帯施設	八代港 マイナス 12 メートル 岸壁附	軌道走行式荷役機械による 使用	1月 まで ごと につ き	1,400,647 60				荷役機械附帯施設	八代港 マイナス 12 メートル 岸壁附	軌道走行式荷役機械による 使用	1月 まで ごと につ き

	帶レール								
上屋	くん蒸上屋	熊本港	1室当たり1日までごとにつき	<u>9,900</u> 00	附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。				
	その他の港湾		1平方メートル当たり1日までごとにつき	<u>11</u> 77	1 くん蒸施設を使用してくん蒸する場合は、くん蒸施設の1の区画の全部の面積を使用するものとして、面積を計算する。 2 附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。				
	小口貨物積替上屋		1平方メートル	<u>29</u> 00	附属の電気施設を使用する場合は、実費				
	帶レール								
	くん蒸上屋	熊本港	1室当たり1日までごとにつき		<u>10,835</u> 00	附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。			
	その他の港湾		1平方メートル当たり1日までごとにつき		<u>12</u> 87	1 くん蒸施設を使用してくん蒸する場合は、くん蒸施設の1の区画の全部の面積を使用するものとして、面積を計算する。 2 附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。			
	小口貨物積替上屋		1平方メートル		<u>31</u> 68	附属の電気施設を使用する場合は、実費			

		ル当たり 1日までごとにつき		を別途徴収する。			ル当たり 1日までごとにつき		を別途徴収する。
その他の上屋	熊本港	1平方メートル当たり 1日までごとにつき	<u>12</u> 54	附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。			1平方メートル当たり 1日までごとにつき	<u>13</u> 75	附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。
その他の港湾	木造	1平方メートル当たり 1日までごとにつき	<u>6</u> 82			その他の港湾	木造	<u>7</u> 48	

		鉄骨・耐 火構造	1平 方メ ートル当 たり 1日 まで ごと につ き	<u>11</u> 77	附属の電気施 設を使用する 場合は、実費 を別途徴収す る。			鉄骨・耐 火構造	1平 方メ ートル当 たり 1日 まで ごと につ き	<u>12</u> 87	附属の電気施 設を使用する 場合は、実費 を別途徴収す る。
旅客乗 降用施 設	三角港	1回 につ き		<u>341</u> 00		旅客乗 降用施 設	三角港	1回 につ き	<u>374</u> 00		
	熊本港	1回 につ き		<u>792</u> 00			熊本港	1回 につ き	<u>869</u> 00		
	八代港	1基 当たり 1 回に つき		<u>11,000</u> 00			八代港	1基 当たり 1 回に つき	<u>12,034</u> 00		
待合所	三角港 二号待 合所	旅客の切符及 び荷物の取扱 い	1平 方メ ートル当 たり 1月	<u>715</u> 00		待合所	三角港 二号待 合所	旅客の切符及 び荷物の取扱 い	<u>781</u> 00		

		まで ごと につ き					まで ごと につ き			
	広告物の掲示	1平方メートル当たり 1月まで ごとにつき		1,21000			広告物の掲示	1平方メートル当たり 1月まで ごとにつき		1,32000
	その他の使用	1平方メートル当たり 1月につき		1,68300	1月末満の使 用については 日割計算とす る。		その他の使用	1平方メートル当たり 1月につき		1,83700
熊本港 待合所	旅客の切符及 び荷物の取扱 い	1平方メートル当たり		88000			熊本港 待合所	旅客の切符及 び荷物の取扱 い		96800

		1月 まで ごと につ き					1月 まで ごと につ き			
	広告物の掲示	1平 方メ ートル当 たり 1月 まで ごと につ き		1,463 00			広告物の掲示	1平 方メ ートル当 たり 1月 まで ごと につ き		1,606 00
	その他の使用	1平 方メ ートル当 たり 1月 につ き		2,046 00	1月未満の使 用については 日割計算とす る。		その他の使用	1平 方メ ートル当 たり 1月 につ き		2,244 00
その他 の待合 所	旅客の切符及 び荷物の取扱 い	1平 方メ ートル当		715 00			その他 の待合 所	旅客の切符及 び荷物の取扱 い		781 00

			たり 1月 まで ごと につ き					たり 1月 まで ごと につ き			
		広告物の掲示	1平 方メ ートル当 たり 1月 まで ごと につ き		71500			広告物の掲示	1平 方メ ートル当 たり 1月 まで ごと につ き		78100
		その他の使用	1平 方メ ートル当 たり 1月 につ き		96800	1月末満の使 用については 日割計算とす る。		その他の使用	1平 方メ ートル当 たり 1月 につ き		1,05600
船舶のための勤務時間内に給水する場合	勤務時間内に給水する場合	1立方メートル	28600	勤務時間とは、熊本県の休日を定める			勤務時間内に給水する場合	1立方メートル		30800	勤務時間とは、熊本県の休日を定める

給水施設		ルまでごとにつき		条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。	給水施設		ルまでごとにつき		条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。
	勤務時間外に給水する場合	1立方メートルまでごとにつき	<u>352</u> 00			勤務時間外に給水する場合	1立方メートルまでごとにつき	<u>385</u> 00	
緑地	八代港国際旅客船拠点緑地	寄港日	1平方メートル当たり1日につき	<u>77</u> 00	照明設備を使用する場合は、実費を別途徴収する。	緑地	八代港国際旅客船拠点緑地	寄港日	1平方メートル当たり1日につき
		寄港日以外の日	1平方メートル当たり1日につき	<u>99</u> 0		寄港日以外の日	1平方メートル当たり1日につき	<u>10</u> 78	照明設備を使用する場合は、実費を別途徴収する。

広場	運動場	1時間までごとにつき	<u>352</u> 00	照明設備を使用する場合は、30分までごとにつき1,166円を別途徴収する。	広場	運動場	1時間までごとにつき	<u>385</u> 00	照明設備を使用する場合は、30分までごとにつき1,276円を別途徴収する。
福利厚生施設	飲食物の販売	1平方メートル当たり 1月までごとにつき	<u>891</u> 00		福利厚生施設	飲食物の販売	1平方メートル当たり 1月までごとにつき	<u>979</u> 00	
	その他の使用	1平方メートル当たり 1月につき	<u>2,079</u> 00	1月末満の使用については日割計算とする。		その他の使用	1平方メートル当たり 1月につき	<u>2,277</u> 00	1月末満の使用については日割計算とする。
港湾管理施設	管理棟	1平方メートル	<u>990</u> 00		港湾管理施設	管理棟	1平方メートル	<u>1,078</u> 00	

		ル当たり 1月まで ごとに つき					ル当たり 1月まで ごとに つき			
港湾施設用地(道路の敷地を除く。)	使用期間が1ヶ月未満	電柱、標識その他の柱(以下「電柱類」という。)の設置	1本当たり1月につき	6234	1 支柱及び支線は1本とみなし、H柱及び人形柱は2本とみなす。 2 1月末満の端数がある場合は1月として計算する。以下この款(その他の使用の項を除く)において同じ。		港湾施設用地(道路の敷地を除く。)	使用期間が1ヶ月未満	電柱、標識その他の柱(以下「電柱類」という。)の設置	1本当たり1月につき
	電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これ	架設する電柱類の本柱	知事が定める額	H柱及び人形柱は、2本とみなす。		電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これ	架設する電柱類の本柱	知事が定める額	H柱及び人形柱は、2本とみなす。	

	に類するもの の架設	1本 当たり1 月につき					に類するもの の架設	1本 当たり1 月につき			
	広告塔又は広 告板	表示 面積 1平 方メ ートル当 たり 1月 につき	88 92				広告塔又は広 告板	表示 面積 1平 方メ ートル当 たり 1月 につき	97 16		
	地下埋 設管 の設 置	外径 50 セ ンチメー トル未満	長さ 1メ ートル当 たり 1月 につき	9 16	長さが 1 メー トルに満たな い場合又は長 さに 1 メート ル未満の端数 がある場合は その満たない 長さ又はその		地 下埋 設管 の設 置	外径 50 セ ンチメー トル未満	長さ 1メ ートル当 たり 1月 につき	10 09	長さが 1 メー トルに満たな い場合又は長 さに 1 メート ル未満の端数 がある場合は その満たない 長さ又はその
		外径 50 セ ンチメー トル以上	長さ 1メ ートル当	17 42	端数の長さを 1 メートルと して計算す る。			外径 50 セ ンチメー トル以上	長さ 1メ ートル当	19 25	端数の長さを 1 メートルと して計算す る。

			たり 1月 につ き								
		その他の使用	1平方メートル当たり 1月につき	知事が定める額	使用期間に1月未満の端数がある場合は日割計算とする。		その他の使用	1平方メートル当たり 1月につき	知事が定める額	使用期間に1月未満の端数がある場合は日割計算とする。	
使用期間が1月以上	電柱、標識その他の柱(以下「電柱類」という。)の設置	1本当たり1年につき	68000	1 支柱及び支線は1本とみなし、H柱及び人形柱は2本とみなす。 2 使用期間が1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は、月割をもって計算し、1月未満の端		使用期間が1月以上	電柱、標識その他の柱(以下「電柱類」という。)の設置	1本当たり1年につき	74000	1 支柱及び支線は1本とみなし、H柱及び人形柱は2本とみなす。 2 使用期間が1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は、月割をもって計算し、1月未満の端	

					数がある場合は1月として計算する。以下この表において同じ。					数がある場合は1月として計算する。以下この表において同じ。
	電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これに類するものの架設	架設する電柱類の本柱1本当たり1年につき	知事が定める額	H柱及び人形柱は、2本とみなす。		電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これに類するものの架設	架設する電柱類の本柱1本当たり1年につき	知事が定める額	H柱及び人形柱は、2本とみなす。	
	広告塔又は廣告板	表示面積1平方メートル当たり1年ににつき	97000			広告塔又は廣告板	表示面積1平方メートル当たり1年ににつき	1,06000		

		地下埋設管の設置	外径 50 センチメートル未満	長さ 1 メートル当たり 1 年につき	<u>100</u> 00	長さが 1 メートルに満たない場合又は長さに 1 メートル未満の端数がある場合はその満たない長さ又はその端数の長さを 1 メートルとして計算する。		地下埋設管の設置	外径 50 センチメートル未満	長さ 1 メートル当たり 1 年につき	<u>110</u> 00	長さが 1 メートルに満たない場合又は長さに 1 メートル未満の端数がある場合はその満たない長さ又はその端数の長さを 1 メートルとして計算する。
			外径 50 センチメートル以上	長さ 1 メートル当たり 1 年につき	<u>190</u> 00				外径 50 センチメートル以上	長さ 1 メートル当たり 1 年につき	<u>210</u> 00	
		その他の使用	1 平方メートル当たり 1 月につき	知事が定める額		使用期間に 1 月未満の端数がある場合は日割計算とする。		その他の使用	1 平方メートル当たり 1 月につき	知事が定める額		使用期間に 1 月未満の端数がある場合は日割計算とする。
マリーナ施設	係船専用浮桟橋	長期使用	長さ 5 メート	<u>88,440</u> 00		長さ 9 メートルを超える部分について 0.		マリーナ施設	係船専用浮桟橋	長期使用	<u>96,778</u> 00	長さ 9 メートルを超える部分について 0.

		ル以下 の船舶 1隻 当たり 1年につ き		3メートルに 満たないもの は、0.3メー トルとして計 算する。			ル以 下の 船舶 1隻 当たり 1年につ き		3メートルに 満たないもの は、0.3メー トルとして計 算する。
		長さ 5メー トルを 超え 7.5 メー トル 以下 の船 舶1 隻当 たり 1年 につ き		<u>121,440</u> 00			長さ 5メー トルを 超え 7.5 メー トル 以下 の船 舶1 隻当 たり 1年 につ き	<u>132,891</u> 00	
		長さ 7.5 メー		<u>145,728</u> 00			長さ 7.5 メー	<u>159,467</u> 00	

			トル を超 え9 メー トル 以 下の 船 舶1 隻当 たり 1年 につ き					トル を超 え9 メー トル 以 下の 船 舶1 隻当 たり 1年 につ き		
			長さ 9メ ートルを 超え る船 舶1 隻当 たり 1年 につ き	145,728円に長さ9メ ートルを超える部分 0.3メートルごとにつ き4,620円を加算した 額				長さ 9メ ートルを 超え る船 舶1 隻当 たり 1年 につ き	159,467円に長さ9メ ートルを超える部分 0.3メートルごとにつ き5,060円を加算した 額	

	短期使用	1日 につ き	<u>2,200</u> 00			短期使用	1日 につ き	<u>2,409</u> 00	
陸上保管施設	長さ 5メ ート ル以 下の 船舶 1隻 当た り1 年に つき		<u>121,440</u> 00		陸上保管施設	長さ 5メ ート ル以 下の 船舶 1隻 当た り1 年に つき		<u>132,891</u> 00	
	長さ 5メ ート ルを 超え 7.5 メー トル 以 下の 船 舶1 隻当 たり		<u>154,440</u> 00			長さ 5メ ート ルを 超え 7.5 メー トル 以 下の 船 舶1 隻当 たり		<u>169,004</u> 00	

		1年 につ き		
上下架施設	揚艇 又は 降艇 1回 につ き		1,650 00	

		1年 につ き		
上下架施設	揚艇 又は 降艇 1回 につ き		1,804 00	

別表第3(第6条の2関係)

種目	単位	占用料	摘要
桟橋	1平方メートル当たり1年 につき	円 85 00	
建物	1平方メートル当たり1年 につき	165 00	
軌道	1平方メートル当たり1年 につき	340 00	
通路又は通路橋	1平方メートル当たり1年 につき	55 00	
起重機	1平方メートル当たり1年 につき	60 00	
物置場又は物干 場	1平方メートル当たり1年 につき	60 00	

別表第3(第6条の2関係)

種目	単位	占用料	摘要
桟橋	1平方メートル当たり1年 につき	円 90 00	
建物	1平方メートル当たり1年 につき	175 00	
軌道	1平方メートル当たり1年 につき	360 00	
通路又は通路橋	1平方メートル当たり1年 につき	60 00	
起重機	1平方メートル当たり1年 につき	65 00	
物置場又は物干 場	1平方メートル当たり1年 につき	65 00	

埋設管、 仮設管そ の他の管	外径 50 センチ メート ル未満	1 メートル当たり 1 年につ き	8000	
	外径 50 センチ メート ル以上	1 メートル当たり 1 年につ き	14000	
電柱その他これ に類するもの(以 下「電柱等」と いう。)	1 本当たり 1 年につき	73500	支柱及び支線 は 1 本とみな し、H 柱及び 人形柱は 2 本 とみなす。	
	電柱等を設置した者以外の 者が、当該電柱等の本柱に 電線その他これに類するも のを架設した場合における 当該本柱 1 本当たり 1 年に つき	44000	H 柱及び人形 柱は、2 本と みなす。	
広告塔又は広告 板	表示面積 1 平方メートル當 たり 1 年につき	1,77000		
鉄塔	1 平方メートル当たり 1 年 につき	1,06500		
係船用くい	1 本当たり 1 年につき	13500		
貸しボート(貸船 その他これに類	1 隻当たり 1 月につき	40000		
埋設管、 仮設管そ の他の管	外径 50 センチ メート ル未満	1 メートル当たり 1 年につ き	8500	
	外径 50 センチ メート ル以上	1 メートル当たり 1 年につ き	15000	
電柱その他これ に類するもの(以 下「電柱等」と いう。)	1 本当たり 1 年につき	77500	支柱及び支線 は 1 本とみな し、H 柱及び 人形柱は 2 本 とみなす。	
電柱等を設置した者以外の 者が、当該電柱等の本柱に 電線その他これに類するも のを架設した場合における 当該本柱 1 本当たり 1 年に つき		46500	H 柱及び人形 柱は、2 本と みなす。	
広告塔又は広告 板	表示面積 1 平方メートル當 たり 1 年につき	1,87000		
鉄塔	1 平方メートル当たり 1 年 につき	1,12500		
係船用くい	1 本当たり 1 年につき	14500		
貸しボート(貸船 その他これに類	1 隻当たり 1 月につき	42500		

するものを含む。)置場			
係船用浮標	1基当たり 1年につき	<u>1,315</u> 00	
いかだ又はいっけす	1平方メートル当たり 1年につき	<u>95</u> 00	
その他	工作物を伴うもの	1平方メートル当たり 1年につき	<u>165</u> 00
	工作物を伴わないものの	1平方メートル当たり 1年につき	<u>90</u> 00

するものを含む。)置場			
係船用浮標	1基当たり 1年につき	<u>1,390</u> 00	
いかだ又はいっけす	1平方メートル当たり 1年につき	<u>100</u> 00	
その他	工作物を伴うもの	1平方メートル当たり 1年につき	<u>175</u> 00
	工作物を伴わないものの	1平方メートル当たり 1年につき	<u>95</u> 00